

平成 28 年 6 月 3 日  
子ども育成推進課

## 世田谷区子ども・子育て会議の部会設置について

### 1. 主旨

昨年度の子ども・子育て会議では、案件も多く集中的な議論や十分な発言をいただく時間を割くことができなかった。このことを踏まえて、本年度の子ども・子育て会議では、重点的な議論を行いたい2つの課題について、子ども・子育て会議委員で構成する部会を設置し、部会において集中的な議論を行い、その結果を子ども・子育て会議に報告し、意見をもらい再び部会で議論を行うという形態をとることとする。

### 2. 設置部会の検討内容について

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会【別紙1参照】

子ども・子育て支援事業計画策定後の人口動態の変容等を踏まえ、新たな需要見込み及び確保方策を定めるための議論を行う。

確保方策の検討にあたっては、例えば0歳児保育需要の確保の考え方や、認可保育所や認定こども園の特定教育・保育施設、小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業、認証保育所や保育室などの認可外保育事業でどの程度確保していくか、地域型保育事業を推進する場合に必要な3歳以降の預かり先となる連携施設のあり方や区立・私立幼稚園や各種子育て支援事業の関わりなどについても議論を行う。

#### (2) 保育の利用調整基準見直し検討部会【別紙2参照】

現行の保育の利用・調整基準を、区民から寄せられた意見・要望及び社会情勢の変化を踏まえて課題整理等を行い、見直しを図るための検討を行う。(現在の課題認識については議事4にて触れることとする)

### 3. 今後のスケジュール【資料2-2参照】

各子ども・子育て会議の間に、年3回程度の開催を予定している。

## 子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会設置要領（案）

平成 28 年 6 月 3 日

## （趣旨）

第 1 条 この要領は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定に基づき策定した子ども・子育て支援事業計画について、計画策定後の人口動態の変容等を踏まえ、見直しに向けた具体的な検討を進めるため、世田谷区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の部会として、子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会（以下「部会」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第 2 条 部会は、子ども・子育て支援事業計画に記載する各事業の需要量見込み及び確保方策を定めるための議論をし、その結果を子ども・子育て会議に報告することとする。

## （組織）

第 3 条 部会は、子ども・子育て会議委員のうちから選出し組織する。

## （部会長等）

第 4 条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、子ども・子育て会議会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名を受けた委員が、部会長の職務を代理する。

## （会議）

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

## （任期）

第 6 条 委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

## （庶務）

第 7 条 部会の庶務は、子ども・若者部子ども育成推進課において処理する。

## （委任）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月3日から施行する。

## 保育の利用調整基準見直し検討部会設置要領（案）

平成 28 年 6 月 3 日

## （趣旨）

第 1 条 この要領は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項の規定により世田谷区が行う保育所等の利用調整について定めた世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例（平成 26 年 9 月世田谷区条例第 40 号）第 6 条及び世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（平成 27 年 2 月世田谷区規則第 5 号。以下この条において「規則」という。）第 17 条、別表第 1 及び別表第 2 のうち、規則別表第 1 に規定する保護者（父母）の状況等（以下「利用基準」という。）及び別表第 2 に規定する保護者等の状況等（以下「調整基準」という。）の見直しに向けた課題整理等を行うため、世田谷区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の部会として、保育の利用調整基準見直し検討部会（以下「部会」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第 2 条 部会は、多様化する家族形態や就労形態又は社会情勢の変化等を踏まえ、利用基準及び調整基準について見直しに向けた課題整理等を行い、その結果を子ども・子育て会議に報告することとする。

## （組織）

第 3 条 部会は、子ども・子育て会議委員のうちから選出し組織する。

## （部会長等）

第 4 条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、子ども・子育て会議会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名を受けた委員が、部会長の職務を代理する。

## （会議）

第 5 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

## （任期）

第 6 条 委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、子ども・若者部子ども育成推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年6月3日から施行する。

## 世田谷区子ども・子育て会議及び各部会のスケジュール(案)

月	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画 見直し検討部会	保育の利用調整基準 見直し検討部会	参考 (議会報告等)
28年 4月				
5月				
6月	6/3(金) 子・子会議	6月下旬～7月上旬 部会 * 9月報告案検討 (主に確保方策)	6月下旬～7月上旬 部会	
7月	7月下旬頃 子・子会議 * 9月報告案に対する 意見聴取			報告内容を固める
8月				
9月		8月下旬～10月上旬 部会 * 12月報告案検討 (9月報告内容の 修正等)	8月～10月上旬 部会	9月上旬 議会報告(需要量見 込み・確保内容)
10月	10月下旬～11月上旬 子・子会議 * 12月報告案に対する 意見聴取			予算編成
11月		11月下旬～12月上旬 部会		報告内容を固める
12月			11月～1月上旬 部会	12月下旬 議会報告(修正計画案)
29年 1月	1月中・下旬頃 子・子会議			
2月				
3月				
				報告は29年4月以降 の予定